

県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 及川幸子

- 1 日時
平成 19 年 3 月 1 日（木曜日）
午前 10 時 3 分開会、午前 11 時 45 分散会
- 2 場所
第 4 委員会室
- 3 出席委員
及川幸子委員長、工藤勝子副委員長、伊藤勢至委員、新居田弘文委員、関根敏伸委員、
菊池勲委員、柳村岩見委員、高橋雪文委員、伊沢昌弘委員
- 4 欠席委員
阿部敏雄委員
- 5 事務局職員
菊池担当書記、二宮担当書記、高橋併任書記、大越併任書記
- 6 説明のため出席した者
 - (1) 県土整備部
西畑県土整備部長、橋場県土整備企画室長、渡部道路都市担当技監、
沖河川港湾担当技監、渡邊県土整備企画室企画担当課長、
早野県土整備企画室管理担当課長、中田建設技術振興課総括課長、
日野建設技術振興課技術企画指導担当課長、佐藤道路建設課総括課長、
沼崎道路建設課農林道担当課長、中野道路環境課総括課長、沖野河川課総括課長、
水野河川課河川開発担当課長、野中砂防災課総括課長、深澤都市計画課総括課長、
大矢都市計画課まちづくり担当課長、佐藤下水環境課総括課長、
澤口建築住宅課総括課長、鈴木建築住宅課建築指導担当課長、
金田建築住宅課営繕担当課長、高橋港湾空港課総括課長
 - (2) 企業局
岩渕企業局長、杉下技師長、和嶋経営総務室長、菅峨経営総務室経営企画担当課長、
宮経営総務室管理担当課長、武蔵業務課総括課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 県土整備部関係
(議案)

- ア 議案第 61 号 平成 18 年度岩手県一般会計補正予算（第 5 号）
- イ 議案第 68 号 平成 18 年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ウ 議案第 70 号 平成 18 年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- エ 議案第 71 号 平成 18 年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
- オ 議案第 77 号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- カ 議案第 78 号 流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- キ 議案第 80 号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

(2) 企業局関係

(議案)

- ア 議案第 73 号 平成 18 年度岩手県電気事業会計補正予算（第 1 号）
- イ 議案第 74 号 平成 18 年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

9 議事の内容

○及川幸子委員長 おはようございます。ただいまから県土整備委員会を開会いたします。阿部敏雄委員は欠席とのことですので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

これより県土整備部関係の議案の審査を行います。

議案第 61 号平成 18 年度岩手県一般会計補正予算第 5 号中、第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 6 款農林水産業費、第 3 項農地費、第 2 目土地改良費のうち県土整備部関係、第 3 目農地防災事業費のうち県土整備部関係、第 4 項林業費のうち第 6 目林道費、第 5 項水産業費第 11 目漁港漁場整備費のうち県土整備部関係、第 8 款土木費、第 11 款災害復旧費、第 1 項農林水産施設災害復旧費、第 1 目農地及び農業用施設災害復旧費のうち県土整備部関係、第 2 目林道災害復旧費、第 2 項土木施設災害復旧費、第 2 条第 2 表繰越明許費中、第 6 款農林水産業費、第 3 項農地費のうち農道整備事業、農免農道整備事業、下水道事業債償還基金費補助、第 4 項林業費のうち林業地域総合整備事業、林道整備事業、林道調査、ふるさと林道緊急整備事業、第 5 項水産業費のうち海岸高潮対策事業、第 8 款土木費、第 11 款災害復旧費、第 1 項農林水産施設災害復旧費のうち林道災害復旧事業、第 2 項土木施設災害復旧費、第 3 条第 3 表債務負担行為補正中 1 追加のうち 4 から 16、2 変更のうち 3 及び 4、議案第 68 号平成 18 年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算第 1 号、議案第 70 号平成 18 年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算第 2 号、議案第 71 号平成 18 年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算第 2 号、議案第 77 号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、議案第 78 号流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについての予算議案及び予算関係議案、以上 6 件を一括議題といたしま

す。

当局から提案理由の説明を求めます。

○橋場県土整備企画室長 それでは、議案第 61 号平成 18 年度岩手県一般会計補正予算第 5 号中、県土整備部関係の歳出予算について御説明申し上げます。

議案その 4 の 6 ページをお開き願います。

6 款農林水産業費は 22 億 55 万 8,000 円の減額のうち、農林水産部の所管を除きまして、3,598 万 5,000 円の減額補正であり、次のページの 8 款土木費は 35 億 4,018 万 3,000 円の増額の補正であります。

8 ページをお開き願います。11 款災害復旧費は 23 億 8,932 万 5,000 円の増額のうち、農林水産部及び教育委員会の所管を除きまして 31 億 8,568 万 7,000 円の増額の補正であり、合わせまして県土整備部関係の 2 月補正予算額は 67 億 6,185 万 5,000 円の増額補正をしようとするものであります。

なお、今回の補正予算は公共事業の前倒しに伴う補正と、事業費の確定及び昨年 10 月の豪雨等による災害復旧に伴う補正が主なものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書で御説明申し上げます。予算に関する説明書の 130 ページをお開き願います。なお、金額の読み上げは省略させていただきまして、主な事項を中心に御説明申し上げますので、御了承願います。

まず、6 款農林水産業費、3 項農地費、2 目土地改良費のうち、次ページの中ほどにあります県土整備部関係、それから 3 目農地防災事業費のうち県土整備部関係は、いずれも事業費の確定等に伴う補正であります。

次に、137 ページをお開き願います。4 項林業費のうち 6 目林道費は、事業費の確定等に伴う補正であります。

次に、145 ページをお開き願います。5 項水産業費、11 目漁港漁場整備費のうち県土整備部関係は、事業費の確定等に伴う補正であります。

次に、152 ページをお開き願います。8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費であります。これは管理運営費及び特別会計の事業費の確定による特別会計繰出金等の補正であります。

次のページの 2 目建設業指導監督費は、いわて建設業経営革新特別資金貸付金等の補正であり、3 目建築指導費は、事業費の確定等に伴う補正であります。4 目空港費は、管理運営費及び空港整備費等の事業費の確定等に伴うものであります。

155 ページをお開き願います。2 項道路橋りょう費、1 目道路橋りょう総務費は管理運営費の確定等、2 目道路維持費は除雪費の事業費の確定及び国庫補助事業の確定等に伴う補正であります。

上から 5 行目の交通安全施設整備事業費は、国の補正予算に対応し、19 年度実施予定箇所の一部を前倒しして、事業の早期実施を図ろうとするものであります。

156 ページをお開き願います。3 目道路新設改良費は、国庫補助事業や直轄道路事業費負

担金の確定等に伴うものであります。道路改築事業費、道路災害防除事業費、凍雪害対策事業費の3事業においては、国の補正予算に対応し、事業の前倒しを行おうとするものであります。

次ページの4目橋りょう維持費は、節間の補正であります。5目橋りょう新設改良費は、国庫補助事業の確定等に伴うものであります。橋りょう補修事業費は、国の補正予算に対応し、事業の前倒しを行おうとするものであります。

158ページをお開き願います。6目高速道路対策費は、国土交通省からの受託費の確定に伴うものであります。

次ページの3項河川海岸費、1目河川総務費は、河川水門管理費や直轄ダム管理費負担金等の確定等に伴うものであります。2目河川改良費は、河川等災害関連事業費等の国庫補助事業及び直轄河川事業費負担金等の確定に伴うものであります。

このほか次ページの3目砂防費、161ページの4目海岸保全費、5目水防費、162ページの6目河川総合開発費までは国庫補助事業及び直轄事業費負担金等の事業費の確定に伴う補正であります。

164ページをお開き願います。4項港湾費、1目港湾管理費は、港湾管理費等の事業費の確定に伴うものであり、2目港湾建設費は、国庫補助事業及び直轄港湾事業費負担金等の事業費の確定に伴う補正であります。

166ページをお開き願います。5項都市計画費、1目都市計画総務費は、管理運営費や指導監督費等の確定等に伴うものであります。2目街路事業費は、国庫補助事業及び受託事業等の事業費の確定等に伴うものであり、上から2行目の土地区画整理事業費は、盛岡市盛南地区の国道46号道路用地取得に伴う補正であります。

次ページの3目下水道事業費は、下水道整備促進対策費等の事業費の確定等に伴う補正であります。

169ページをお開き願います。6項住宅費、1目住宅管理費は、管理運営費及び指導監督費等の確定等に伴う補正であります。2目住宅建設費は、公営住宅建設事業等の国庫補助事業の確定等に伴う補正であります。

少し飛びまして、195ページをお開き願います。11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地及び農業用施設災害復旧費のうち、県土整備部関係の海岸保全施設災害復旧事業費は、該当する災害の発生がなかったことから、全額を減額するものであり、2目林道災害復旧費は、昨年末の12月26日から27日にかけての豪雨による災害等の復旧に要する経費の確定等による補正であります。

198ページをお開き願います。2項土木施設災害復旧費、1目河川等災害復旧費及び2目港湾災害復旧費、次ページの3目都市災害復旧費までは、昨年10月6日から8日にかけての豪雨による災害等の復旧に要する経費の確定等による補正であります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案その4に戻っていただきまして、9ページをお開き願います。

第2表繰越明許費であります。県土整備部関係は、一般会計で総額216億1,016万1,000円であります。事業の主なものについて御説明申し上げます。10ページをお開き願います。

6款農林水産業費、3項農地費の県土整備部関係は農道整備事業、農免農道整備事業及び下水道事業債償還基金費補助を合わせた6億3,094万1,000円であります。このうち農道整備事業についてであります。これは一関市西磐井地区ほか5路線における事業であります。

4項林業費の県土整備部関係は、次ページの林業地域総合整備事業、林道整備事業、林道調査及びふるさと林道緊急整備事業を合わせた18億7,547万9,000円あります。このうち、林道整備事業についてであります。これは宮古市林道安庭塚の神2号線ほか12路線における事業であります。

5項水産業費の県土整備部関係は、海岸高潮対策事業の9,291万4,000円あります。山田町山田海岸ほか1海岸における事業であります。

8款土木費、1項土木管理費1,101万7,000円あります。空港整備事業における緩衝緑地工事あります。

12ページをお開き願います。2項道路橋りょう費、60億4,823万9,000円あります。道路改築事業は国道284号一関市清田工区ほか13カ所、緊急地方道路整備事業は、主要地方道盛岡和賀線盛岡市羽場工区ほか52カ所における事業であります。3項河川海岸費28億2,873万5,000円あります。河川激甚災害対策特別緊急事業は、一関市東山町の1級河川砂鉄川、河川等災害関連事業は、葛巻町1級河川元町川ほか2河川における事業であります。

14ページをお開き願います。4項港湾費1,960万2,000円は、大船渡港における港湾改修事業あります。5項都市計画費7億9,291万3,000円あります。緊急地方道路整備事業は、平泉町毛越寺線ほか7カ所における事業であり、地方特定道路整備事業は宮古市宮古港線ほか1カ所におけるものであります。6項住宅費1億2,738万円あります。公営住宅建設事業は盛岡市仙北アパートであります。

次ページの11款災害復旧費あります。1項農林水産施設災害復旧費のうち、県土整備部関係は、林道災害復旧事業の1億9,190万6,000円であり、18年災害50カ所におけるものであります。2項土木施設災害復旧費89億9,103万5,000円あります。河川等災害復旧事業は、18年災害668カ所、17年災害2カ所におけるものであります。

これらの繰り越しの主な理由としましては、工法の選択や検討、関係機関や地元等との調整、家屋等の移転補償に伴う代替地の選定などに不測の日数を要したことによるものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。16ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正1追加のうち、県土整備部関係は事項欄の4林業地域総合整備事業から16新空港ターミナルビル建設事業費補助までの13件あります。これらは国の補正予算のいわゆるゼロ国債及び公共事業発注の平準化を図るための債務負担行為であります。い

わゆるゼロ県債等を設定しようとするものであります。また、16 新空港ターミナルビル建設事業費補助は、平成 21 年春の供用開始に向け、工期が翌年度以降にわたることから、事業の期間及び限度額を設定しようとするものであります。

次ページの 2 変更のうち、事項欄の 3 道路改築事業は、ゼロ国債を設定しようとするものであり、4 滝ダム堰堤改良事業は、国庫補助事業の決定に伴いまして事業の期間及び限度額を変更しようとするものであります。

38 ページをお開き願います。議案第 68 号平成 18 年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算第 1 号について御説明申し上げます。

まず、第 1 条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,110 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 940 万 3,000 円とするものであります。

次ページの歳入の主なものについてであります。1 款財産収入、2 項財産運用収入は土地開発基金の運用収入の確定に伴う補正であり、3 款県債、1 項県債は土地取得事業の確定に伴う補正であります。

40 ページをお開き願います。歳出の主なものについてであります。3 款土地取得事業費、1 項土地取得事業費は、事業費の確定に伴う補正であります。

44 ページをお開き願います。議案第 70 号平成 18 年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算第 2 号について御説明申し上げます。

まず、第 1 条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 億 3,033 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 100 億 5,861 万 7,000 円とするものであります。

次のページの歳入の主なものについてであります。1 款分担金及び負担金、1 項負担金は流入水量及び事業費の確定等に伴う補正であります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金は国庫補助事業の確定に伴う補正であり、4 款繰入金、1 項一般会計繰入金は事業費及び特定財源の確定に伴う補正であります。

46 ページをお開き願います。歳出の主なものについてであります。1 款流域下水道事業費、1 項流域下水道管理費は各処理場の維持管理費の確定等に伴う補正であり、2 項流域下水道建設費は、国庫補助事業の確定等に伴う補正であります。

次ページの第 2 表繰越明許費であります。1 款流域下水道事業費の繰越明許費は 13 億 1,198 万円であります。これは、工法の選択や検討、関係機関や地元等との調整などに不測の日数を要したことにより、年度内の完成が困難となったものであります。

48 ページをお開き願います。議案第 71 号平成 18 年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算第 2 号について御説明申し上げます。

まず、第 1 条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 423 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31 億 8,371 万 4,000 円とするものであります。

次のページの歳入の主なものについてであります。1 款使用料及び手数料、1 項使用料は港湾施設等の使用料の収入額の確定に伴う補正であり、2 款財産収入、1 項財産売払収入は工業用地等の売払の収入額の確定に伴う補正であり、3 款繰入金、1 項一般会計繰入金は

事業費及び特定財源の確定等に伴う補正であります。6款県債、1項県債は港湾施設整備事業等の確定等に伴う補正であります。

50 ページをお開き願います。歳出の主なものについてであります。1款事業費、1項港湾施設整備費は事業費の確定等に伴う補正であります。

次ページの第2表繰越明許費であります。1款事業費の繰越明許費は6,002万5,000円です。これは工事の施工に伴い漁業への影響を配慮したことにより不測の日数を要したため、年度内の完成が困難となったものであります。

次に、建設事業にかかる経費の一部を負担させる議案2件について御説明申し上げます。65 ページをお開き願います。

議案第77号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは平成18年3月20日及び平成18年10月13日に議決をいただいた土木関係の建設事業にかかる市町村負担金について、建設事業に要する経費の額の変更等に伴い、表に定めるとおり、受益市の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、67 ページをお開き願います。議案第78号流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。平成18年3月20日に議決をいただいた流域下水道事業にかかる市町村負担金について、流域下水道事業に要する経費の額の変更等に伴い、表に定めるとおり受益市町の負担金の額を変更しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○及川幸子委員長 御苦労さまでした。ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○柳村岩見委員 当常任委員会では、平成18年度の災害について調査をした経緯がございます。そのときにも細やかな箇所付けであるとかも含めて説明をいただきましたが、改めて今回の補正予算第5号中には、各種の災害復旧費が盛り込まれております。改めて災害の種類という大きなくくり、あるいはまたそれに対する対応、特にも農用地の災害については、次年度の耕作に影響のないような復旧ということが望まれ、大変心配をされた経緯もあるし、今の時点でもまだ心配されています。そういうことに対して、今回の補正予算はこうなったと。よって、平成18年度の補正予算ではこうしたと。また、今定例会に、平成19年度の予算が提出されているわけで、その中にはこのようになっているというふうな一つの流れにつきまして、余り細やかではなくていいのですけれども、実態は今こうなっていると。ここに、こういう六十数億円の災害復旧費、もろもろ盛られておりますけれども、おおむねそれがこうなっているところを改めておさらいをしておきたいということでお尋ねしたいと思います。

○野中砂防災課総括課長 平成18年災害の災害復旧事業についてでございますが、県、市町村を合わせまして1,907カ所で234億円、決定いただいております。そのうち、県事業につきましては788カ所、109億円ほどの決定額をいただいております。そのうち、今回の

2月補正におきましては、その不足分を補正するものでございます。

なお、その災害の流れでございますが、今回決定していただいた災害費のうち、おおむね8割弱の予算が国から今年度分として配分されております。その額につきまして、順次発注を進めておりますが、10月もしくは12月の災害復旧につきましては、災害査定が遅かったものですから、発注については繰り越しさせるということになりました。18億円繰り越ししておりますが、そのうち6割程度は3月中には契約するという流れになっておりまして、早期の復旧に努めてまいるといような流れになっております。

○柳村岩見委員 その結果として、災害現地の視察もさせていただきました。平米数的にはということよりは土木という、例えば河川のそばの田んぼがえぐられるというふうな話、これは土を動かすというのは見た目よりも簡単ではないのです。そしてお金がかかると、こういうことです。工事期間もかかるということで、来春の耕作準備開始というふうなものに、特に葛巻町あるいはまた県北の方ですね、災害が集中したところはどのような見通しになりますか。

○野中砂防災課総括課長 委員のおっしゃる箇所につきましては、河川の災害の箇所だと思いますが、御案内のとおり田畑に近接した河川が被災したという箇所がございますので、なおかつ工事としては融水期はなかなか避けたいところでございますので、できるだけ可能なものについては、要は必要な箇所については応急工事なり、早期発注に努めていきたいと考えておりまして、いずれ18年災害については、順次発注しながら整備を進めるといような災害復旧事業の考え方でございます。

○柳村岩見委員 最後に、この災害復旧は県はこういう箇所、市町村はこういう箇所、当該町は何カ所、当該村は何カ所と、こういう話になりますけれども、県との連携という意味合いで、その被害地はある場合においては県にかかわるところ、市町村にかかわるところと、連担したりするケースもあるわけで、それらの連携というものはおおむね順調に、きちんと意思疎通をしながらやっていると、こういう認識になりますか。

○野中砂防災課総括課長 災害復旧に当たりましては、県が市町村の方を取りまとめることになっておりますので、その被災箇所につきましては振興局を通じて、県が指導しながら市町村と連携して復旧させるというところでございます。また、市町村の、いわゆる災害になれていない方々についても、講習会とか説明会を開催しながら制度の周知を図っているところでございます。

○伊沢昌弘委員 3点ほどお伺いします。説明書の153ページと155ページにかかわってまずお伺いします。

建設業の指導監督費で当初予算4億7,800万円ほど盛り込んで、今回の補正で3億2,000万円の減額となっております。その主なものが建設業経営革新特別資金貸付金が予定をしたにもかかわらず3億円減額をしていると。これは、多分いろいろ指導費等々を含めて対策をしたと思うのですが、業界のいろんな状況の中で、借りられない状況が生まれたと思うのですが、これらについてどのような指導をしてきて、昨年と比べてどうなのか、

私は資料を持ってこなかったのですが、もしわかれば、これらの状況がどのような推移を持っているのか、まず教えていただきたいと思います。

2点目は除雪費のことですが、今回は9億2,000万円の増額ということになっているようですが、昨年に比べてことは少なかつた。当初予算の中でも道路維持費は78億円を盛り込んでいるわけでありまして、当初見えていた除雪費というのは前にも話題になったと思うのですが、改めて今年度どのぐらい見てこの9億円の増額になったのか。昨年に比べて非常に、私は盛岡にいるものですから、市内では少ないにもかかわらず、除雪費が増額をしているという部分でどのような理由なのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○中田建設技術振興課総括課長 いわて建設業経営革新特別資金の関係でございますけれども、この資金は昨年の9月定例県議会で議決をいただきまして、11月から運用しているものでございます。県内各地にPR等を実施してきておりますけれども、2月末現在で、実際貸し付けを受けたものが1件3,000万円になってございます。

それから、なお貸し付け実行には至ってございませんけれども、複数の企業、四、五社というふうに伺っていますが、県信用保証協会の方に信用保証を得るという形での相談があるというふうに聞いてございます。ということで、現時点では想定した貸し付け件数、融資までは至っていない状況でございます。

それでPRの状況でございますけれども、これにつきましては9月定例県議会で議決をいただきましたのち、10月に、県内各地で、振興局を少しまとめた形でPRをさせていただいております。その際は189人ぐらい、9社ぐらいは参加されたわけでございます。それから、パンフレットの配付とか、建設業協会各支部とか金融機関、そちらの方への宣伝等もしてまいりました。

それから、1月から2月にかけて23社ほど、私と担当の方で社長さん方を直接回りまして、いろいろお話を伺いながら、この制度についてのPRにも努めてまいりましたけれども、現時点ではやはり新分野には取り組んでいるというふうなかなりの企業があったというふうに認識しましたけれども、融資となりますと、年度当初から計画を立ててスタートしておいた事情もありまして、なかなか、すぐには融資に行くということは難しそうな会社もございました。

それで、その23社を回った結果、6社ほどは具体的な資金需要を持っているというふうなことも確認されましたので、それらの資金需要、それから回れなかった企業の潜在需要、それから年度末ということもございますので、運転資金の給付をするといったものも出る可能性も考えまして、預託1億600万円という補正額にしたいというふうに考えております。

○中野道路環境課総括課長 除雪の関係でございますけれども、降雪状況につきましては、2月末現在で昨年の0.47倍、約半分ほどでございます。これは、県下に5カ所、観測点がございまして、代表地点を定めておりまして、降雪の累計値を採用してございます。その平

均でございます。

また、過去5カ年で申し上げますと、同じような統計では0.57倍ということで、約6割ほどの降り方ということになってございます。

お金でございますけれども、2月末現在で14億6,000万円余の費用を要しております。今回お願いしております金額以内におさまるものと見込んでおりますけれども、その原因といたしますか、要因というのは、県道は峠道がございまして、標高の高いところにおきましては、湿潤な状態におきまして朝、夕方の凍結、堆雪防止ということにつきましては、5カ年の平均値とほぼ似通った推移を見ておるところであり、経費がそれほど大きな減額にはならないという状況でございます。

○伊沢昌弘委員 減額した新規事業等ですが、これは期待される部分もあると思いますので、新年度含めて改めて出てくるのかなと。ただ、なかなか難しいのかなと。自己資金がなくて新分野にいくというのは、いろいろなところを見てきましたけれども、かなりの冒険もあるものですから、ぜひきちんとした指導を含めてやってもらいたいというふうに思っております。

もう1点ですが、下水道事業特別会計の方で、減額をされているというところがあるのですが、それから債務負担行為にならざるを得ない、いろいろな部分がありますけれども県の汚水適正処理計画の中で下水道分野の今の進捗状況といたしますか、せっかく盛り込んだ部分がある、しかし補助金含めて来ない。あとは相手のある話で、いろいろなところを含めて盛り込んだやつが繰越明許せざるを得ない、こういう状況があるようにこの補正からは読み取れるのですけれども、そういったところで、少ない予算の中で下水道水洗化率を上げるというのが命題になっているわけですが、そういったところをどのようにとらえているのか。少ない公共事業費の中で盛り込んだものが減額をされるという部分を含めてどうなのかなというふうな思いもありますので、その辺についての御所見をいただきたいと思っております。

○佐藤下水環境課総括課長 下水道についてでございますけれども、特別会計の減額の理由となっておりますのは、国の内示が当初予算に比べて小さいというふうなことで減額になっておるものでございます。

それで、ビジョンの進捗状況についてでございますけれども、平成17年度末におきましては、ビジョンの計画値は65.5%でございまして、それに対して64.8%ということで、若干下回っておりますが、おおむね計画どおり推移しているというふうに認識しております。

それで、少ない予算の中でどういうふうにして目標達成に向けて取り組むのかということでございますけれども、これにつきましては平成17年度の市町村合併とかもございましたし、それから大型の浄化槽とか、浄化槽PFIというふうな新たな整備手法等も考えられておりますので、平成18年度と19年度の2カ年にかけて、先ほど申し上げたような要素を踏まえまして、平成16年度に策定いたしました各市町村の実施計画の見直しをするよう要請しておりますし、県としてもその見直しを支援しているというふうなことでござ

います。

○新居田弘文委員 港湾整備事業特別会計についてお尋ねします。本当は事前調査をして質問すればいいのでしょうかけれども、この歳入歳出の仕組みからいいますと、多分県内の重要港湾ですか、4つあるいは漁港もあるのかもわかりませんが、その整備をするために一般会計の繰入れ、あるいは造成した跡地を売却、あるいは使用させて収支のバランスをとるといったような内容だと思うのですが、これ以外に資産表的なものがあるのですか。例えば年間の収支、損益計算とか、あるいは貸借対照表的なもの。例えばその資産の運用とか、あるいは残っている敷地の売却の進み具合とか、いろいろと事業目的を持ってやっているわけですが、ただ港湾をつくるだけではなくて、それに付帯するいろいろな施設、あるいは敷地整備も、会計から見ますとかがえませんが、その辺の内容について今わかる範囲で結構ですから、仕組みを説明していただきたいと思います。

○高橋港湾空港課総括課長 港湾の整備について、その収支についてのお話でしたけれども、港湾の整備につきましても、岸壁等につきましても一般会計の方で整備させていただいております。

それから、特別会計の方では岸壁背後の埠頭用地の造成あるいは工業用地の造成、こういったものを特別会計の方で整備しております。

それで特別会計の方につきましても埠頭の使用料あるいは工業用地の売却でもって償還していくということで考えているわけですが、実態としては毎年不足しております、一般会計の方から繰り入れして償還しております。

その金額についてですけれども、特別会計の中で毎年20億円弱の金額を償還しておるわけですが、そのうち一般会計からの繰入金につきましても約10億円、年度によって違いますけれども、平成18年度当初では10億円弱ということになっております。

原因としましては、工業用地の売却がなかなか難しい状況にあるというのも一つございますけれども、主には埠頭用地の方ですけれども、これは造成した後に埠頭用地の使用料を充てるということです。ただ埠頭用地の方は、耐用年数が大体50年とございますけれども、償還期間はもっと短いというようなギャップがあるということも一つの原因になっております。

○新居田弘文委員 説明では大体わかったのですが、いずれ岸壁については一般会計だと。あとは本来企業会計的な色彩を持っているけれども、なかなか採算ベースにいかないから一般会計で約半分ぐらい補てんしているという話なのですね。そうすると工業団地、いわゆる後背地で整備した分についてもなかなか売れ具合が悪いし、それから使用料についても、この予算からいいますと使用料関係は結構ウエートが上がっているとは思いますが、ちょっと比較するのは変ですが、いわゆる土地開発公社的なそういう部分がありますね、そういうやり方が、いわゆるそれと似ているような感じで、工業用地なんかのとらえ方はそうでないかと理解したのですが、すると問題は、造成する際の先の見通しとか、もちろん造成しなければ企業を誘致するというのはなかなか難しいし、幸い久慈につい

ではあのような立派な企業も立地したと。これも今回の港湾の特別会計の一部を売却してもらった、買っていただいたということなのですけれども、もう少しこれはこれでいいのですが、さっき言ったように、どちらかと言えばこういう会計はどんぶり会計なものですから、余り数字的に見えない部分がありますので、借入金に対して見合った資産がどうなっているのか、その資産が適正評価なのか、それらがわかるような資料を後でよろしいですから、提供していただければ助かるのですが、いかがでしょうか。お願いします。

○及川幸子委員長 資料の提供ということですが、港湾空港課総括課長、後でお願いいたします。よろしいでしょうか。

○高橋港湾空港課総括課長 はい。

○及川幸子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 80 号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から、提案理由の説明を求めます。

○中野道路環境課総括課長 議案その 5 の 3 ページをお開き願います。

議案第 80 号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。以下、お手元に配付しております説明資料により御説明させていただきます。資料の 1 ページを御覧願います。

初めに、第 1 の改正の趣旨についてですが、現在道路上における放置自転車が歩行者や車いす利用者等の安全で円滑な通行の妨げとなっていることから、今般道路法施行令の一部が改正され、自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具、以下、自転車等駐車器具と略させていただきますが、この自転車等駐車器具の占用が認められることとなったことから、その占用料の額を定めるとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

この自転車等駐車器具でございますが、具体的なイメージを説明資料にお示ししておりますので、資料 2 ページの別紙を御覧願います。

ここに自転車駐車器具の例をお示ししております。自転車駐車器具の場合、主に、前輪を立てかける車輪止め装置、1 台ごとの駐車空間を示す駐車ます、歩行空間と駐車空間を区分

するための柵などから構成されることが想定されております。

また、その占用料は、これらの器具を占有者が継続して設置することにより、歩行者等が通行することができなくなると認められる道路の部分の面積について徴収することとなります。

原動機付自転車駐車器具、二輪自動車駐車器具につきましても、ただいま御説明させていただきました取り扱いとほぼ同様の扱いとなるものであります。

次に、第2の条例案の内容でございますが、改正内容が2点ございます。改正内容の1点目についてですが、道路法施行令第7条各号に掲げております道路法第32条第1項第7号に規定する政令で定める工作物、物件又は施設、以下、占用物件と略させていただきますが、この占用物件として、今般の道路法施行令の一部改正により、新たに道路法施行令第7条第8号に自転車等駐車器具が加えられたことから、これに伴い、自転車等駐車器具の占用料の額を定めるものであります。

占用料の額でございますが、道路法施行令において定められた占用料の額に準じ、占用面積1平方メートル1年につき、自転車等駐車器具が設置されることとなる所在地の近傍類似の土地の時価に0.018を乗じて得た額とするものであります。

具体的な占用料の額につきまして、自転車駐車器具の場合を例に試算したものを資料2ページの別紙の下に掲げておりますので、御覧願います。

ここでは、仮に盛岡駅前の県道の歩道内に、自転車10台分の標準的な大きさの駐車スペースを有する自転車駐車器具を設置した場合の1年分の占用料の額を試算したものを示しております。

改正内容の2点目についてですが、これも、今般の道路法施行令の一部改正により、地下電線その他地下に設ける線類という文言が、地下に設ける電線その他の線類という文言に改められたことから、これに伴い所要の整備をするものであります。

最後に、第3の施行期日についてですが、その前に、本条例案を今議会に提案させていただきます経緯を若干補足説明させていただきます。

今般の道路法施行令の一部改正につきましては、既に昨年11月15日に公布され、今年1月4日に施行されているところでございますが、公布日から平成18年12月議会に提案するまでにいとまがなかったこと、また新たに占用物件として加えられた自転車等駐車器具の占用の許可の考え方について必ずしも明らかでなかった点があったことなどから、さきの議会に提案することができず、今議会に提案することとしたものでございます。

このような経緯を受けまして、今議会において、可及的速やかに本条例を公布し、施行するため、追加提案させていただくとともに、施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○及川幸子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○新居田弘文委員 1つ伺います。この仕組み、今の制度についてはわかったのですが、問題はその占用申請者が、例えば市町村とか、公共団体、あるいは学校等については、扱い

についてはどのような形になるのか、その1点についてお聞きします。

○中野道路環境課総括課長 占有者、占用の主体となる方々は、国の方で基準の中に盛り込まれておるのですが、地方公共団体、公益法人、公共交通事業者、商店会、その他というような広範な指定をしております。現在のところ、申請もしくは相談の案件は岩手県、本県ではまだございません。

○新居田弘文委員 今の中身はわかるのですけれども、結局今お話あったそういう団体が申請した場合、免除されるのか、減免になるのかということなのですけれども。占用料は取られますかということです。そこをちょっと教えてほしいです。

○中野道路環境課総括課長 失礼しました。公共団体の場合は、従前の占用案件と同じような扱いになるだろうと思いますけれども、いわゆる商店会などにつきましては、この規定に基づいて占用許可ということになるかと思えます。

○伊沢昌弘委員 多分公共団体なり、駅の商店街等々がこれは可能だと思うのですが、基準的にこのイメージの図面で、どこでもつけられるものではないと思います。説明がありましたが、これは人がちゃんと歩いていますよね。歩けるスペースが、いわば歩道の幅がどの程度のもので許可されるのかなというのが1つ。

それから、先ほど除雪を聞きましたが、多分盛岡市内でこれを付けた場合、冬は取っ払ってもらわないとだめではないかなという思いもするのですが、この辺については、この条例をつくるときに御検討されたのかどうか。それらを含めてやらないと多分、これは機械、道具という言い方の方がいいですかね、歯止めがかかりますから。これらの管理を含めての部分であると思うのですが、それらについては1年間8万6,000円という試算があるのですが、設置する期間によって取り外したときにはそれがなくなるとか、それらを含めてはどうなるのでしょうか。念のためにお聞きしたいと思えます。

○中野道路環境課総括課長 簡潔に申し上げますと、国の方で指針で定めておまして、先ほどの例で申し上げますと、歩行者の方が歩く空間の幅が、自転車歩行者道の場合のケースで申し上げますと、4メートル欲しいということでございます。歩行者の歩くところの空間でございます。駐輪場をつくりまして、歩行者の方が利用される、いわゆる残る幅が4メートル必要であると。

それから、これは歩行者の方が多き道路の場合は4メートルという規定でございますし、その他の道路に関しては3メートルということでございます。

こういう形態で空間が確保されるのであれば、冬期の降雪期の場合は、夏の期間のようにはいかないかもしれませんが、ある程度の容量は確保できるのではないかなと思っておりますが、現実的には、盛岡駅前等を想定いたしますと、こういう空間を確保できる状況ではないのではないかと思っております。

○伊沢昌弘委員 わかりました。4メートルとか3メートルが確保されて、自転車を縦に置いたり、これは斜めも可能だと思うのだけれども、そう置いてやるというのは、そうそうスペース的にも市内をめぐるってても余りないのかなと。高橋雪文委員が住んでいるような

西口のあたり、ああいうところなら可能だというふうな解釈ができるのだと思うのです。今のところ、引き合いとかいろいろな計画はないというふうなことでありますが、あとは、除雪の部分は今お聞きしましたけれども、この部分を設置した人が責任を持って配慮するというか、管理をするということが当然義務づけられると思いますので、理解をいたしました。ありがとうございました。

○及川幸子委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり。）

○及川幸子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり。）

○及川幸子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり。）

○及川幸子委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、県土整備部関係の議案の審査を終わります。

次に、この際、何かありませんか。

○菊池勲委員 先ほどの補正予算では、低気圧の災害でという話で、先般、何人かから聞いた話なのですが、県北・沿岸の方なのですね。急にあらしが来て出勤を要請されたのと、業者の方ですけれどもね。私も社員を急遽出勤をさせて対応して、雨が晴れて落ちついたと。土手か何かは崩れたか、現場はわかりませんがね。それは災害復旧で直さなければならぬので入札にかけた。すると、地元の業者ではなく、全然知らないところから来てとられた。地元の業者は災害で手伝ったけれども、それはそれで報酬か何かをもらったのだらうけれども。一体何だったのだらうな、あのあらしはよ、という話になっている人はいっぱいいるのです。

それでも何千万円という大きな事業だったら、これは当然入札をかけなければいかんと思うのだけれども、例えば百万円単位の事業であれば、そこに出動した業者は地元の業者であるから。素人考えだとその業者にさせて当然なような気がするのだけれども。どうも、業界には、雨が降ったときには出勤の要請をされても出ない方がいいだろう、という話になっていたよ。小さい業者に要請したけれども、その人は出なかったのだそう。だから、だんだん下がって大きな業者にした。私どもはいつも県土整備部にはお世話になっておりますからと思って出してやっとな。

結果的には、その時は間に合って災害を最小限に防いだのだけれども、雨が晴れたらばそんなに大きな事業ではなかったのだが、入札をかけたなら全然知らないところから来て仕事を取っていった。一体おれたちは地元でなにをしたのだらうかと、何を手伝ったらいいの

だろうなという話をこぼしているのです。私は、そうなら1,000万円以上だったらこれは難しいかもしれないけれども、100万円単位でも下の方だとするならば、あなたのところで世話になったから、悪いけれども、これをひとつ元どおりに直してくれないかという話になるのだと思うのだが、今の時節からすればそれも1円から一切だめだということなのでしょう。部長さん。どうも人情的にはまったく割り切れない話です。私も3人ぐらいから言われた。現場見ていないから後で資料をくださいと言ったけれども、まだ資料は届いていないのだ。届いていないから幸いだよな、想像だけでしゃべっているから、これ届いたらえらいことですよね。どうですか、部長さん。

○西畑県土整備部長 災害時においては、振興局の職員は中でいろんな連絡をしたりしておりまして、実際に現場でいろいろ活動していただいているのは建設産業の方々あるいは地域の方々で、非常に感謝しているところでございます。そこで応急的に資材を投入したり、あるいは人件費の部分だとか、そういった部分はきちんと応急の仕事だということでお支払いしておるものというふうに認識してございますけれども、その後の復旧に当たりましての入札につきましては、それぞれの案件ごとの入札の条件がございまして、それに基づいてやられておると思っております。

しかしながら、委員御指摘のとおり災害のときに活躍していただいた方々について何とか配慮できないかという御趣旨だろうと思っております。そういった部分につきましては、入札における地域、地理的な条件、地域要件を付す、あるいは技術的な要件を付すというような形で対応は可能だというふうに思っております。

ただし、私のところにもまだ実際そういうことがあったというのは聞いてございませんので、具体的にそういうお話がございましたら振興局の土木部長にもよく指導してまいりたいというふうに思っておりますし、入札担当部局である総務部の方にも災害の実態とか、現場の実態を踏まえたような入札となりますようお願いしてまいりたいと、かように考えている次第でございます。

○菊池勲委員 ありがとうございます。今言ったように、部長さんに届いていない、全く届いていないと思います。やはりお互いに、さっき申し上げたように相手に世話になっているということは、別に特別な世話ではなくて、お仕事をちょうだいしているという意味だと思うのです。それから、言いにくい話だけれどもと、その方はつけ加えておりました、御三人の方も。ですから、そういう部分も含めて、雨の降ったときに一生懸命作業を手伝って、もちろん幾らかかったかは、そのときの対価はもちろん払ってもらったでしょう。その話は言わなかったけれども、ただとは言わなかった。だけれども、尽くしてやったのだと、我々は一生懸命やって、いつもお世話になっているからやったつもりだったと。

だけれども、大きな事業だったらこれはそんな話はもちろん通る話ではないのだけれども、あの程度というのだから、恐らく二、三百万円の話だと思った。それでも、やはり入札をしなければだめなのですか、先生、という話だったのです。私はわからないけれども、現場見てない。後で資料をくださいと言ったけれども、私のところにはいまだに資料は届いて

いないのだけれども。今部長が言ったように、そのとき出た人夫賃とか機械代はもう払ってくれたでしょう。それはそれで結構な話なのですが、それだけではないのだと思って、私は大きな会社、多分A級だと思うのだけれども。だから下の会社におろして入札をされたと。そしたら、地元の業者も、そのときは私どもは3番目あたりに電話をもらったと言ったな。一番先のところはどこか知らないけれども、そこには断られた。次も断られた。そして私のところに来たから、義理でやらなければと思って出したのだけれども、結果的には、直すときは全然地元の業者以外の人に来て入札で取って行ってしまったと。こんなことをやられて、おれたちはここで生きれるのか、なんなんだろうなという話をしてこぼしていましたから。今部長の答弁を聞くと、中身はわからないというのはそのとおりだと思うのだけれども、本人たちは振興局の方々にも言いにくかったから、たまたま私と会ったときに言ったと、今あなたの御答弁を聞いてそう思ったのですがね。今はマスコミさんがおるからな、なかなか難しい時代になったとは思っているけれども、その程度のことだったら、あえて何も文句は言われる筋合いはないのではないかと。すべてそうやったらまずいことだと思うけれども、私はそんなのも当局の配慮が、心遣いが必要ではないかと思ってこんな質問をするわけですが。部長の答弁で大方は納得はしましたけれども、今後とも災害のときにはあり得ることです。年に何回もあるわけですから、そんなことも含めて御指導、御支援を賜れば、県民の方々も喜ぶだろうというふうに御期待を申し上げて終わります。

○新居田弘文委員 平泉の文化遺産が来年の7月に本登録するという時期を控えまして、ちょうど平泉のバイパスが、この秋ですか、南はすでに開通していますが、北半分については今年開通するという事で順調に進んでいるようでございます。そのことについては大変結構なことではございますが、いわゆる平泉バイパスの一番北端ですね、つけ根の部分が、ちょうど県道の長坂東稲前沢線の終点と、それから衣川花巻線の起点のちょっと近いところ、しかも振興局は今までは一関と水沢に分かれて、ちょうど境目のところですね。その部分が今度バイパス開通によりまして、従前の4号線と前の衣川花巻線から出る部分と、今までの交差点から非常に変わって通りづらくなると。そういう中で地元の新聞に載っておったのですが、今回コアゾーンとして衣川の長者ヶ原廃寺跡、あるいは白鳥館跡を含めましてあの辺を回遊するような面的な広がりの中での整備なのですけれども、その4号線、新しいバイパスのタッチの部分ですね、非常に変則的なといいますか、流れの悪いような形でつけられるようなのですが、もちろん、このことはすぐ明日には解決はできませんけれども、今度は同じ県南広域振興局ということになりましたので、その辺を十分調整しながら、もちろん相手のある話ですから、すぐに用地がどうのこうのならないと思いますが、やはり長期的に考えてしかるべきではないかなと思いますが、事前に地図は差し上げておりましたので、見た感想なり、あるいは思いなどをお聞かせいただきたいなということで質問させていただきます。

○佐藤道路建設課総括課長 今のお話の平泉バイパスの北側の方の箇所でございますけれども、私どもとしては平泉のバイパス供用、平成19年度に予定しておりますが、そこを大

前提に考えまして、これまで関係地権者とよりよい交差点形状にするべく用地交渉を今まで進めてまいりました。委員の御指摘のように相手もあるということをございまして、用地の御了解が得られなかったということで、現在利用されている町道を利用しながら衣川区の方へ入っていただくという交差点の形状にせざるを得なかったというのが実情でございます。

県としては、平成19年供用後によりよい交差点にしていくと。それは、あくまでも地権者の御了解が大前提ではございますけれども、よりよい交差点にしていくべく今現在岩手河川国道事務所、それから平泉町、一関市、それから県南広域振興局一関支局ですか、その4者と、将来の交差点がどういうふうにつければ一番利用しやすいのか、今現在検討しております。先月も2回ほど協議をしまして、今後供用開始後に交通の実態等を見合わせまして、どういうふうにしていくかを地権者の交渉も含めて検討していきたいというふうに考えております。

○新居田弘文委員 今努力しているということについてはよくわかりましたので、ぜひ進めていただきたいと思えますし、先ほど申し上げましたように、将来の平泉、あるいはその周辺に来る観光の方は相当ふえるのではないかと。しかも、そういうコアゾーンも離れている、それ結節する大きな場所でございますので、なお一層の御努力をお願いしたいと思います。

○柳村岩見委員 岩手県における公共調達改革にかかる今後の方針が示されております。入札制度については、所管は総務部と認識はいたしております。ただ、過去には県土整備部、前身は土木部ということも事実でありますし、あるいはまた岩手県が発注する工事を良質な品質で納品をしていただくという社会資本整備をいただいている業界の皆さんが今どうあって、その発展について、県としてどう考えていかなければならないかというのは県土整備部にそれを所管する課があるところであります。

そういう観点から、入札制度という、総務部関係のうち、県土整備部の範疇でお尋ねをするところでもありますけれども、大変さかのぼる話ですが、ここらあたりから岩手県の入札制度のボタンのかけ違えが起こったと思っているのですが、日本で最後まで残った価格申告制度というものが岩手県で行われておった。他県は、その制度の入札方式をやめるにもかかわらず、岩手県が日本で最後まで行っただ。これが岩手県内における建設業界、産業、企業の発展を阻害してしまったと私は思っているのです。それはどちらかというと保護入札制度ということによって、東北自動車道が、新幹線が北上してくる、こういう工事が北上してくる、こういうときに岩手県においては元請となってその仕事ができるレベルの会社は本当に1社、2社に限られる結果に終わったと。それは入札でありますから、指名をされたといえども必ず落札者になるとは限りませんが、実例は数社にとどまっております。ですから、そういう結果を招いたと。

ならば他県はどうだったのかといいますと、東京から北上する、その経過を見ますと、他県では多くの地元の業者が東北自動車道の工事を元請として、東北新幹線の工事の元請と

してやってきたという歴史があります。そこから私は岩手県の業界に対する政策、あるいはまた入札制度というボタンのかけ違えがここから起こったと思っていて、今日では公共調達改革にかかる方針ということの中で、結局私はそういうことに近くなっていく制度だと。皆さんの中に県庁職員としてかつての価格申告制度というのは知らないという方がたくさんおられるのだと思います。そういうことに逆行しかねない内容を含んでいる。

要するに、多くの人に指名をして、あとは私は知らない。なるべくその中には透明性が起きるでしょう、公平性が起きるでしょう、競争性が起きるでしょう。何十社であろうと必ずしも透明性が上がるとか公平性が上がるとか、競争性が上がるとかということは限らない。それは発注者の認識、受注者の認識あるいはまた県、産業振興という観点から、それから業界として取り組む姿勢の中で示されて、改善されていかなければ何にも変わらない、こんなのいじっても。例えば20社が30社に、指名が一般競争、あるいはまして条件つきというふうに置かれていますけれども、何も変わらないと私は思っているのです。まずは、部長さんのこの新しい取り組み方針というもの、あるいはまたそれを業界に対する影響であるとか、また県民が確保していかなければならない公共工事における透明性や公平性を確保するためにいろいろな観点からかんがみて、今の現状あるいはまたこの新しい方針にかかる部分について所見をいただきたいと思います。

○西畑県土整備部長 今般の公共調達の改革でございます。前回は伊藤議長の方から御紹介もしていただきました。それで、今般の改革が出てきた背景は3県における官製談合と思われる案件からでございます。そういうことから透明性と競争性、それから公正性、こういったものをより高めて、そういった談合のようなことが起こりにくいような仕組みにするというのが第一の眼目であったらと思っております。

しかしながら、県土整備部といたしましては、1つは工事をしていただくという、発注者としての観点がございます。それから、委員から御指摘ありましたように建設業の振興ということも県土整備部の仕事でございます。そういう両面から考えますと透明性、競争性、公平性を確保していくという前提のもとで可能な限り、例えば工事の金額ごとにきめ細かく、先ほど菊池委員からの御質問にも若干関係するかもわかりませんが、例えば地域の振興局の管内にするとか、隣接の振興局の管内までにするとか、県内全部にするとか、そういった部分を地域、地理的条件と呼んでおりますけれども、こういった要件をつけるという話。それから、1点目の工事していただくという観点から言うと、いいものをつくっていただかなければいけないという部分がございますので、技術的な要件も付けるという形で、条件付一般競争入札の拡大というような形に今なっております。

そういった形で、できる限り県内の建設業の振興とか、あるいは工事の品質確保についても少しは御配慮いただけたのかなと思っておりますけれども、今後とも入札の担当は総務部でございますので、総務部と一層連携をとりながら工事所管部局、あるいは建設業を振興するという部局の立場で連携を図ってまいりたいと、かように考えている次第でございます。

○柳村岩見委員 質問の最後に、私はこういうふうに思っております。他県において官製談合があったということではありますが、そのことによって入札制度を変えましても、あるいは一般競争入札に移行し、一般競争入札を何社でやろうと、岩手ではなくて、どこかの県でも知事がやろうとすれば、入札に対する妨害行為はでき得る立場にあるのだらうと思えます。問題はそれをやるのか、やらないのかというだけの話です。やればやらされる、そういう流れの中に知事も存在しているのだと思うし、ほかの知事以下の職員の方々も携わる人まで含めまして、やろうと思えばやる方法もあるのでしょう。しかし、それをやらないというのが本来であって、やった例があったから我が県の入札制度、公共調達についてこうするとうだけでは解決をしない問題だと私は思っております。そのことだけは申し上げておきたいと思えます。こういうことに対してはなかなか答弁をしづらいと思えますので、私が一方的に自分の思いを委員として申し上げたというだけにとどめておきたいと思えます。

○工藤勝子委員 それでは、第2仙人トンネルのことですけれども、3月18日供用開始ということで工事が順調に進んでいると思っております。この席において、本当にできるのですかという話をいたしましたのですけれども、ことしは暖冬に恵まれまして、遠野も朝晩は氷点下に下がることはあっても、日中このような天気が続いて雪もなかったために、本当に舗装工事も順調に進んだようでありまして工事関係者、また県土整備部の皆さんに感謝を申し上げたいと、そのように思っております。

そこで、今度283号線という線が多分、そちらの方に移っていくのだらうと思うのですけれども、旧仙人トンネル、今走っている仙人道路、この道路の今後の管理は県で行うものなのか、また市の方で行うものなのか、扱いはどうなるのかをお聞きしたいと思っております。

それから、仙人峠からおりてきて、上郷道路に入ったときに一般道路と交差する部分が非常にいっぱいあることに気がつきました。ああいう広い道路ですので、多分車もかなりのスピードで行き来するのではないかと思うのですけれども、両方に農地とか家があって、またそこに隣接する狭い道路があったりして、非常に事故の心配をしているところでもあります。1カ所信号機をつけていただくというようなことで、警察の方の交通規制課の方に行ってお願いをしてみたいです。まだ地元では、是非もう1カ所ぐらいは信号機をつけてほしいという要望もあります。交通規制課の方は交通の状況を見ながらというお話もありますけれども、そういう事故の面も考えた場合に、ぜひそういうところも、きちんとある程度工事をするとき、ここには信号機が必要だと思うところにはそれなりの穴をつけておくとかということが、今後県土整備部としても必要ではないかなという思いがありまして、それを提案したいなと思っております。

それから、この高速道路に絡んで、今度は東和遠野間の工事がいろいろ、設計、用地買収が進んできていまして、鱒沢あたりも山の木が切られたり、移転した人たちも新しい住宅に入っているということもありまして、非常に見えてまいりました。その中で、地元の人たちが一番心配をしているのは、インターチェンジをどこにつけるのかということなのです。なかなかはっきりしていない。ぜひこの件についても、地元の人たちのことを考えて、本当は

上郷道路は通らないで直結して続く、山を通過して、遠野の市街地の南側の山を通過していく設計なのですが、その部分がまだできないわけですので、一たん上郷道路、遠野の方に、283号線におりてくるわけですが、どこに落とすのかというようなことが非常に地元として関心が高いということがわかりまして、余りお金のかからないところにおろしたらどうだろうかという話もありまして、ぜひ地元の人たちの声も聞くことも用地買収をするときに非常に大事ではないかなという思いがありまして、その部分も提案してみたいなと思っております。

それから、立丸峠の件ですけれども、全面改良というようなことでお願いしているわけですが、なかなか財源の関係で難しいということもありますけれども、一部改良というようなことで保安林、国有林の解除に1年かかるという御答弁をいただいておりますが、これが本年度解除になって、少しでも改良事業に入れるのかどうか、そのところを聞いてみたいと思っております。

それから、土淵の土地改良事業が行われておりまして国道340号、立丸に通じる道路なわけですが、あそこで多分バイパスになる道路の用地を確保しているはずであります。その部分の用地買収は県土整備部という話を聞いておりまして、その辺のところをお聞かせいただきたいと思っております。

○佐藤道路建設課総括課長 まず最初に、国道283号の旧道といいますか、今の現道の取り扱いでございますが、今現在は県が管理しているわけですが、新しい仙人峠道路、これは国が管理することになります。したがって、今の時点では現在の国道283号は従前どおり県が管理していくことになるのではないかとこのように考えております。

それから、次に上郷道路の交差点、上郷道路に市道とか、そういう道路が入って交差点が多いということでございますが、今委員御提案がありました、事前に信号機の穴を設置しておけばいいのではないかと、非常にいい提案かなというふうにお聞きしました。これについては、信号機を設置するのは交通規制課の権限になってございますので、私も、新たに道路をつくる際には、交通規制課とも十分協議をしながら、今御提案ありました件も含めまして検討していきたいというふうに思っております。

次に、東和遠野間のインターチェンジをどこに落とすのかというお話ですが、これにつきましては、今現在国の方とも協議をしているところでございます。また、地元の方のお声を聞くということも、御指摘のとおり非常に大事なかなというふうに思っておりますが、その辺は新直轄事業ですから国の方の事業でもございまして、国の方とも少し相談しながら、地元の方のお声を聞くかどうか含めまして検討していきたいというふうに思っております。

それから、立丸峠の改良に入れるかということでございますが、現在御指摘のように保安林解除の手続きをやっているわけですが、できるだけ工事に入れるように、現在森林管理局ですか、そちらの方とも協議していますので、早期にあい路の解消に努めていきたいと考えております。

最後に、土渕バイパスの件でございますが、これにつきましては地元の方で道路予定地と
いいですか、その部分をきちんと用意していただいているということでございますので、こ
れにつきましては、土渕バイパスの早期着工に向けまして、今現在公共事業評価でもこの間
公表になりましたが、新規評価の部分で土渕バイパスは6月補正の予算で検討していくと
いうことになってございますので、その中で用地については県の道路事業の中で図ってい
くということになろうかと思えます。

○及川幸子委員長 ほかにございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 それでは、さきの閉会中の委員会におきまして、伊藤委員から、全国知
事会が取りまとめた指針を踏まえた今後の入札制度改革においては、本県建設産業の振興
の観点から、適切な対応を求める旨、本県議会でも決議してはいかがかとの提案があり、そ
の取り扱いについては当職に御一任をいただいていたところであります。

その後、御案内のとおり、指針を踏まえた岩手県における公共調達改革に係る今後の取り
組み方針案が示されたところでありますが、その検討過程において、本県議会としてもしつ
かりと声を上げていく必要があると考え、入札制度を所管する総務委員長とも協議した結
果、複数委員会に属する事項であること、またこの入札制度改革については、議員間での関
心も非常に高い県政の重要課題であり、本県の建設産業の振興、育成に配慮した取り組みを
求める旨の決議が必要であると考え、先般各会派の政策担当者での調整を行い、各会派の共
同提案により発議することといたしましたので、御了承願います。

なお、この件につきましては委員各位を初め、議員総意での決議を図るべく御理解のほど
よろしくお願ひしたいと思います。

なお、県土整備部におかれましては、当委員会でのこれまでの議論を踏まえ、県内建設産
業の振興の観点に十分配慮し、総務部とさらに連携を密にして取り組んでいただきたいこ
とを強く要望いたします。

それでは、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。

県土整備部の皆様は退席されて結構でございます。御苦勞さまでございました。

この際、岩渕企業局長より発言を求められておりますので、これを許します。

○岩渕企業局長 水力発電施設の河川法手続に関する自主点検結果について御報告を申し
上げます。

昨年来電力会社による河川法に定める許可を得ない工事や、実測値と異なるダムデータ
の報告などの事実が明らかにされたことを踏まえて、企業局におきましても独自の調査を
12月から進めてまいりましたが、1月に入り国土交通省から、水力発電施設を所有する全
国の公営企業に対し、河川区域内にある施設の自主点検を行うよう求められたところであ
ります。

これを受けて、当該自主点検を行った結果、ダム式発電所7カ所中、入畑発電所1カ所に
おきまして、水利使用規則で定める国へのデータ報告の内容について、最大取水量を超過し

た分を修正の上、報告していたこと及び1級河川にある12発電所の河川区域内で過去に行われた工事154件のうち20件について、河川法の許可を得ずに監視カメラや水位計等の設置工事を行っていたことが判明いたしました。

詳細はお配りした資料のとおりでございますが、この点検結果につきましては、報告期限である2月23日までに国土交通省へ報告したところであり、今後河川管理者である国土交通省の判断、指導を得ながら適切に対処してまいりたいと考えております。

企業局におきまして、河川法にかかる不適切なデータの修正や手続の不備があったことは、公営企業として県民の信頼を損ねたものと重く受け止め、県議会並びに県民の皆様からお詫びを申し上げます。

今後こうした事態の再発を防ぐため、関係職員に対し、河川法の趣旨を改めて周知するとともに、組織内のチェック体制の強化等を図りながら法令の遵守を徹底してまいり所存でございます。

○及川幸子委員長 次に、企業局関係の議案の審査を行います。

議案第73号平成18年度岩手県電気事業会計補正予算第1号、及び議案第74号平成18年度岩手県工業用水道事業会計補正予算第1号、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○和嶋経営総務室長 議案その4の55ページをお開き願います。

議案第73号平成18年度岩手県電気事業会計補正予算第1号について、御説明を申し上げます。

なお、金額の読み上げは省略させていただきまして、主な事項について御説明申し上げますので、御了承願います。

第2条は、業務の予定量についてであります。年間販売目標電力量を18年12月までの販売電力量の実績を勘案して補正しようとするものであります。

56ページをお開き願います。第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の第1款電気事業収益の補正予定額の内訳であります。第1項営業収益は、売電単価の確定及び年間販売電力量の増減に伴い、電力料収入を整理するものであり、第2項財務収益は、株式配当金の増額及び預金利息の増額などを整理するものであります。第3項附帯事業収益は、年間販売電力量の減少に伴い、電力料収入を整理するものであり、第4項事業外収益は、稲庭高原風力発電所の保険金及び災害共済金などの計上により増額するものであります。

次に、支出の第1款電気事業費用の補正予定額の内訳であります。第1項営業費用は、修繕費等の増額及び職員給与費、固定資産除却費等の減額など所要の調整をするものであり、第3項附帯事業費用は、稲庭高原風力発電所の修繕費の増額など、所要の調整をするものであります。第4項事業外費用は、消費税及び地方消費税納付予定額の増額などをするものであり、第6項特別損失は、水力開発の目標としていた下嵐江地点の開発断念に伴う建設

準備勘定の償却費を計上するものであります。

次に、第4条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する金額及びその補てん財源の金額を変更しようとするものであります。

収入の第1款資本的収入の補正予定額の内訳であります。第1項補助金は胆沢第3発電所建設事業費補助金の確定に伴い、減額をするものであります。第2項負担金は、湯田ダム共同取水施設関連工事負担金の計上などにより増額するものであり、第4項は不用となった固定資産の売却代金を計上するものであります。

次に、支出の第1款資本的支出の補正予定額の内訳であります。第1項改良費は、御所発電所の遠方監視制御装置更新工事等の工事費の確定により、所要の整理をするものであり、第2項電源開発費は、胆沢第3発電所建設基本設計委託費の減額等によるものであります。第4項長期貸付金は、工業用水道事業会計への貸付金を減額するものであります。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費等について、給料等の所要の調整を行い、補正しようとするものであります。

以上で電気事業会計の補正予算の説明を終わります。

58ページをお開き願います。次に、議案第74号平成18年度岩手県工業用水道事業会計補正予算第1号について御説明申し上げます。

第2条業務の予定量についてであります。給水量、超過水量の実績を勘案して補正しようとするものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であります。

収入の第1款工業用水道事業収益の補正予定額の内訳であります。第1項営業収益は超過水量の増加を見込んだことなどにより、給水収益を増額するものであります。第2項事業外収益は、一般会計からの児童手当負担金を減額するものであり、第3項財務収益は、預金利息を計上するものであります。

次に、支出の第1款工業用水道事業の補正予定額の内訳であります。第1項営業費用は、職員給与費、修繕費等の増額及び委託費、減価償却費等の減額など、所要の調整をするものであります。第2項財務費用は、高利率の公庫債、公営企業金融公庫資金の企業債であります。この借り換えに伴う企業債利息の減額等について整理するものであり、第3項事業外費用は、消費税及び地方消費税納付予定額の増額によるものであります。

次に、第4条は資本的収入及び支出の予定額の補正であり、資本的収入が資本的支出に対して不足する金額及びその補てん財源の金額を変更しようとするものであります。

収入の第1款資本的収入の補正予定額の内訳であります。第1項企業債は高利率企業債の借りかえ額の確定に伴い、借入資金を減額するものであります。第2項出資金は、給水収益の増額などに伴い、一般会計からの出資金を減額するものであり、第3項他会計からの長期借入金は、企業債償還の原資となる電気事業会計からの借入金を減額するものであります。

次に、支出の第1款資本的支出の補正予定額の内訳であります。第1項改良費は各工業

用水道施設の更新工事等の工事費の確定により、所要の整理をするものであり、第2項企業債償還金は、高利率の公庫債の借りかえによる償還金の確定に伴い、所要の整備をするものであります。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費について、給料等の所要の調整を行い、補正をしようとするものであります。

以上で工業用水道事業会計の補正予算の説明を終わります。

なお、予算にかかる実施計画、資金変更計画、給与費明細書及び変更予定貸借対照表につきましては、予算に関する説明書の325ページから344ページに記載してございますが、説明は省略させていただきます。

以上で企業局の補正予算の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○及川幸子委員長 御苦労さまです。ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、企業局関係の議案の審査を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 ないようですので、これをもって企業局関係の審査を終了いたします。大変御苦労さまでございます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。